１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ３　東日本大震災からの復興に係る業務の実施		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額（百万円）	1,618,601	178,134	162,149	122,804	－
決算額（百万円）	1,507,038	150,635	154,622	133,250	－
経常費用（百万円）	106,991	148,831	169,094	155,617	－
経常利益（百万円）	▲35	▲104	483	▲651	－
行政サービス実施コスト（百万円）	－	116	▲350	1,255	－
従事人員数（人）	407	432	456	386	－

注）主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注）主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。　平成 26 年度　①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度　①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	
	３　東日本大震災からの復興に係る業務の実施 東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行うこと。 また、事業費の適切な執行管理の下、地方公共団体から委託又は要請される業務を着実に実施すること。	**３　東日本大震災からの復興に係る業務の実施** 東日本大震災の復興事業がピークを迎えるに当たり、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、体制強化・所要人員の確保を行う。また、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、ＣＭ方式等による民間技術力やマンパワーの活用等により、更なる加速化を図るものとする。 被災市町村が自ら実施する復興事業について支援の要請があった場合には、民間住宅買取事業や復興事業の工事発注手続き等の技術支援に取り組む。 **（１）復興市街地整備事業の推進** 被災地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業について、事業計画に基づき着実に実施する。 **（２）災害公営住宅の整備** 被災地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を着実に実施する。	**３　東日本大震災からの復興に係る業務の実施** 平成 28 年度から「復興・創生期間」が始まり、引き続き復興事業がピークである中、復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興支援を機構の最優先業務として位置づけ、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。また、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、地元企業の事業参入にも配慮しつつ、ＣＭ方式等による民間技術力やマンパワーの活用等により、着実な実施を図るものとする。 被災市町村が自ら実施する復興事業について支援の要請があった場合には、民間住宅買取事業や復興事業の工事発注手続き等の技術支援に取り組む。 **（１）復興市街地整備事業の推進** 被災地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業について、事業計画に基づき着実に実施する。 **（２）災害公営住宅の整備** 被災地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を着実に実施する。 **（３）福島県の原発避難区域における復興支援** 支援要請のあった被災地方公	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり確実に進めているか。	＜主要な業務実績＞ ①支援体制等 引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、事業がピークである中、進捗状況にあわせた現地復興支援体制を整備し、完成時期の遵守と施工品質の確保を両立させながら、事業を着実に実施した。 津波被災地域における復興市街地整備事業においては、高台移転や大規模造成工事を伴う難易度の高い事業について、引き続きＣＭ（コンストラクション・マネジメント）方式の活用等により、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、事業の着実な推進を図った。 災害公営住宅整備事業においては、平成 27 年度までに要請を受けた全ての住宅が完成し、引渡しが完了した。 福島県の原子力災害被災地域においては、国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を本格化する中で、福島県内に福島復興支援担当本部長を置き、福島県の原子力災害被災地域の復興を支援する体制を強化した。（大熊復興支援事務所及び双葉復興支援事務所の設置等）。 （現地復興支援体制：平成 28 年度末：454 名⇒平成 29 年度末：369 名） ②復興市街地整備 16 自治体から委託を受け、26 地区で事業計画等の策定・検討を行い、12 自治体から委託を受けて 22 地区約 1,300ha で事業を実施した。平成 29 年度中に 254ha の引渡しを行い、計 834ha（63%）の引渡しが完了した（平成 29 年度末までに 8 地区で引渡し完了）。 特に高台住宅地に限っては約９割の引渡しが完了し、インフラ整備、駅や商業施設	＜判定と根拠＞ 評定：Ａ 東日本大震災の復興支援業務については、２年目を迎えた「復興・創生期間」において、復興事業がピークである中、引き続き機構の最優先業務に位置付け、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。 復興市街地整備事業については、22 地区約 1,300ha の面整備を機構が実施した。高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を実施し、東松島市野蒜北部丘陵地区、山田町織笠地区で市町から受託していた事業が完了したほか、大槌町町方地区、いわき市薄磯地区で地区内の宅地引渡しが完了するなど、事業収束に向けて工事等を着実に実施した。 また、陸前高田市高田地区、大船渡市大船渡駅周辺地区などでまちの拠点施設等が開業するなど、住まいとまちの復興が目に見える形で進捗している。 あわせて、土地区画整理事業の換地調整等による民有地の集約化や、被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援等を行い、にぎわい再生に向けた取組も実施した。 災害公営住宅については、要請済み地区での精力的な整備に取り組み、平成 27 年度までに要請を受けた全ての地区が完成した。 これらの地区については、土地条件等が悪いもの、又は難易度の高い造成工事がある中、工程管理・品質管理を徹底し		

共団体に対して、国等と連携して復興拠点等整備に向けた支援を実施する。

の開業、高台住宅地の完成等、住まいとまちの復興が目に見える形で着実に進捗した。

あわせて、土地区画整理事業の換地調整等による民有地の集約化や、被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援等を行い、にぎわい再生に向けた取組を実施した。

【整備事例】

平成29年度に事業完了した地区	野蒜北部丘陵地区（宮城県東松島市） 織笠地区（岩手県山田町）
平成29年度に宅地の引渡しが完了した地区	町方地区（岩手県大槌町） 薄磯地区（福島県いわき市）
平成29年度に中心市街地のまちびらき等を行った地区	鍬ヶ崎・光岸地地区（岩手県宮古市） 大船渡駅周辺地区（岩手県大船渡市） 高田地区（岩手県陸前高田市）

③災害公営住宅整備

平成 27 年度までに建設要請を受けた 85 地区5,833戸について、平成29年度に1,270戸が完成し、全ての地区が完成した。また、平成29年度に岩手県から盛岡市に整備する内陸避難者向け災害公営住宅 118 戸の建設要請を受けた。

公営住宅の整備に当たっては、ＵＲ賃貸住宅事業で培った経験・ノウハウを活用し、コミュニティ形成支援や高齢者等に配慮した住環境の整備を実施した。

【完成・引渡し事例】

県	市町	地区名・戸数等
岩手県	大槌町	町方（御社地）地区：24戸
	釜石市	片岸地区：18戸、鵜住居地区：74戸
宮城県	気 仙 沼	気仙沼駅前地区:130

た上で短期間に大量の住宅建設を並行して進め、スケジュールどおりの完成を実現させた。

また、平成29年度に岩手県から盛岡市に整備する内陸避難者向け災害公営住宅118戸の建設要請を受けた。

あわせて、ＵＲ賃貸住宅事業で培った経験・ノウハウを活用し、戸建住宅での生活に慣れた入居者間のコミュニティ形成支援等の取組も積極的に実施した。

福島の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、３町（大熊町、双葉町、浪江町）から３地区の具体的な復興拠点の整備事業を受託したほか、新たに特定復興再生拠点区域等に係る計画策定業務を受託するなど、３町における復興支援を本格化した。また、双葉町において、平成30年度から町が開始する予定の立地企業公募について、助言を行ったほか、福島県企業誘致担当と協議し、企業向けＰＲ活動に協力することとした。

ＣＭ方式については、平成29年度は平成28年度に引き続き、大量の宅地引渡しやまちの顔となるエリア拡大が実現され、ＣＭ方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。さらに、まちの概成を受けて実施したＣＭ方式の効果分析結果のとりまとめや外部機関における研究会等への参画・連携の取組により、水平展開に資するステップアップがなされた。

これらを踏まえ、Ａ評価とする。

	市	戸
	女川町	ずい道地区：86 戸、 西区地区：52 戸 荒立・大道③地区：60 戸
	東松島市	野蒜北部丘陵地区：170 戸
	名取市	高柳辻地区：50 戸
福島県 （原発避難者向け）		北好間中川原地区：323 戸 泉町本谷地区：196 戸 勿来酒井地区：87 戸

④福島県の原子力災害被災地域における支援

３町（大熊町、双葉町、浪江町）から復興拠点の整備事業を受託（３地区、約 117ha）するとともに、新たに特定復興再生拠点区域等に係る計画策定業務を受託するなど、３町における復興支援を本格化した。

【大熊町】

平成 29 年４月に大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業を町から受託し、平成 29 年９月に工事着工した。

また、大川原地区内に整備される大熊町新庁舎の発注者支援、災害公営住宅等の計画策定業務を受託し、大川原地区の復興まちづくりを一体的に支援。

さらに、国等と連携して特定復興再生拠点区域に係る計画策定支援にも取り組み、大熊町の復興まちづくり支援を実施した。

【双葉町】

平成 29 年 10 月に中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業を町から受託し、平成 30 年１月に工事着手した。平成 30 年度から町が開始する予定の立地企業公募について、助言を行ったほか、福島県企業誘致担当と協議し、企業向けＰＲ活動に協力することとした。

また、特定復興再生拠点区域内の双葉駅

					西側地区の基本計画及び基本設計等策定に取り組み、復興まちづくり支援を本格的に開始した。 【浪江町】 　平成 29 年 12 月に棚塩地区産業団地整備事業を町から受託した。 　また、中心市街地再生計画に係る具体化方策の検討に取り組み、浪江町の復興まちづくり支援を本格的に開始した。 ⑤ＣＭ方式の活用等 　平成 24 年度に導入開始したＣＭ方式については、導入から３～４年で全地区において大規模土工事が概ね完了し、順次まちの概成を迎える段階に到達している。平成 29 年度においては大量の宅地引渡しを行い、全体の 65%が完成した。 　また、市町・機構・ＣＭＲ（コンストラクションマネージャー）が連携した各種課題等への対応や遅延防止、建物等の同時立ち上がりに必要な施工と並行したライフライン調整など、導入したマネジメント方式の利点を活用することで大量の宅地引渡しの実現に大きく寄与し、ＣＭ方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。 【ＣＭ方式の全国展開、水平展開に向けた取組】 　工事の完了とまちの概成を迎える段階に合わせ、導入したＣＭ方式について、機構における震災復興での貴重な経験を将来に残すこと及び今後の多様な入札契約方式の検討に役立つことを目的とし、同方式を導入した全ての地区（12 市町 19 地区）の現場実務者（ＵＲ復興支援事務所及びＣＭＲ）に対し、工期短縮に向けたマネジメントの活用事例やコスト管理の取組等に関する意見交換会を実施。また、整理した意見の照会及び分析方針に対する意見収集を目的とした「マネジメントを活用した事業推進検討会に向けた分科会」を開催。これらの成		

					果を活用して、工期・コスト・安全・品質の観点から導入効果等の分析を行い、学識経験者、国交省、業界団体、機構で構成する「マネジメントを活用した事業推進検討会」を活用して、効果、課題、限界及び今後に残すべき技術的事項の蓄積等のとりまとめを実施。検討会で寄せられた意見等の反映後、平成 30 年度において公表予定。 　また、土木学会建設マネジメント委員会契約約款企画特別小委員会におけるコストプラスフィー契約検討においてＣＭ方式で得られたノウハウを提供する等、同学会による「コストプラスフィー契約に関する検討報告書」のとりまとめの完了、公表に寄与。外部機関における研究会等への参画・連携を積極的に実施した。		

４．その他参考情報
無し